

お知らせ

●令和5年4月から太陽光発電設備に係る林地開発許可制度が変わります

森林で土や石を掘り出したり、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発行為は、森林の働きが損なわれるおそれがあるため、地域森林計画対象の民有林（国有林以外の森林のこと）において1haを超えて開発する場合、知事の許可が必要となっています。

許可にあたっては、森林の持つ①災害を防ぐ働き、②水源をかん養する働き、③水害を防ぐ働き、④日常生活の環境を守る働きへの影響がないよう、審査しています。

なお、令和5年4月から、太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは、都道府県知事の許可が必要となりました。

詳しくは、右のパンフレットをご覧ください。

森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。
令和5年4月より、森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。

林地開発許可制度が変わります!!

- 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで
開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より
開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事が定める地域森林計画の対象となっている民有林、国有林、保護施設指定及び海軍管掌区域内の森林を除きます。
※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

○ 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

詳しくは都道府県の「林地開発許可業務担当課」まで 連絡先：長野県林務部森林づくり推進課（0267-3372721） 林野庁

●伐採届出制度の提出書類が増えています

令和4年4月から制度が変更され、伐採計画と

造林計画を届け出ることになり、それぞれに実施後の状況報告が必要となりました。また、本人確認や登記簿、隣接者との境界確認証明等の添付書類が増えていますので、ご留意をお願いいたします。詳しくは最寄りの市町村林務担当窓口へお問い合わせください。

●令和6年度に市町村森林整備計画が更新されます

令和5年度は、県の千曲川上流地域森林計画の編成調査に併せ、令和6年4月から令和11年3月までの5カ年の市町村森林整備計画も編成されます。

森林・林業のマスタープランとなるもので、将来の市町村の森林ビジョンを示す計画となり、上記伐採届の適正審査の基準となる計画です。仮に伐採届地が「特に効率的な施業が可能な区域」だとしても、届出者が必ず再造林しなければならない訳ではなく、市町村によっては森林経営管理権を譲っていただき、市町村が再造林するケースもあります。

●森林経営管理制度による意向調査が始まっています

平成31年度から森林経営管理制度がスタートし、各市町村で森林管理権を市町村等へ任せるとかの意向調査が行われています。説明会や説明資料が同封されていますが、ご理解の上、所有されている森林の管理について、ご検討ください。詳しくは最寄りの市町村林務担当窓口へお問い合わせください。

【編集・発行】 長野県佐久地域振興局 林務課
〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久合同庁舎内 電話：0267-63-3154 FAX: 0267-63-3195
URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-rimmu/kannai/kakuka/rinmuka/index.html>
メール: sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp